

## 第 18 回 長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成 20 年 12 月 17 日 (水) 午後 2 時～

と ころ 長野市役所 第二庁舎 10 階 講堂

### 質疑応答

#### (1) 必須事務及び選択事務について

##### ① 必須事務・選択事務について

Q1. 必須と選択に分けた明確な根拠を教えてください。

A1→ 今後も続けていかなければならないかという点で廃止する事務が出てきた。全市民が共通して必要とする事務であるかどうか、地区の住民が主体となって実施してもらう事務であるかどうかということを基準に必須事務と選択事務の振り分けを行った。

##### ② 必須事務について

Q2. 委員推薦は、なぜ必須事務なのか。

A2→ 地区からバランスよく選出してもらうということで必須事務とした。

##### ③ 選択事務について

Q3. 選択事務の中には、重要な項目があり、広報等で市民へ周知する時は、市の考え方を付け加えて説明してほしい。

A3. → 必須事務と選択事務は、重要度によって区別したものではない。必須事務は、全地区統一的に取り組んでいただく事務。選択事務は、実施内容、時期等を地区の実情に合わせて選んで取り組んでいただく事務。あくまで、今までの一律的なやり方を改めようとするもの。

Q4. 選択事務に対する支所職員の対応はどのように考えているか。

A4. → 今までは、団体ごとに支所の担当職員が事務に協力してきたが、これからは、住民自治協議会に対して支援担当職員である支所長等を中心に支援をしていく体制に変わりはない。

Q5. 選択事務について、地区代表者会議の中で納得していないものはどのくらいあるのか。

A5. → 地区代表者会議でも、必須事務と選択事務に分ける理由を問われたが、ある程度の理解を得られ、条件付けで一定合意した。

#### (2) 平成 22 年度以降の住民自治協議会に対する市の財政支援策等について

##### ① (仮称) 一括交付金における 3 割を超える残余金の取扱について

Q6. 監査上、3 割を残すのはどうか。

A6→ 監査上は問題ないと考えている。一括交付金は、これまで各種団体に交付した金額を一つの根拠としている。活発な住民自治が行われるために必要な金額と考えているので、残余金は基本的には好ましいことではない。

Q7. 一括交付金と地区の財源は、お金に色を付けているわけではない。市としては、一括交付金を優先的に使い、足りないものについては、地区住民に理解を得たうえで集めてもらう。」と答弁しているが、これで本当に理解されたと考えて良いのか。

A7→ 十分納得されていない面もあるので次回の地区代表者会議でもう一度説明をしていく。毎年残余金があるとしたら、地区にとって不必要のものと判断せざるを得ない。行政としては、不

要なものは、交付はしないというスタンスで考えているので、この精算方式を制度上の基本と考えている。

Q8. 一括交付金の使途は住民自治協議会で決定して良いのか。

A8→ 公序良俗に反すること、宗教に関すること、選挙に関すること等、専ら特定の企業団体及び個人の利益のみを追求する事業は、原則として対象事業としないが、その他の資金運用は、住民自治協議会で決定することができる。

Q9. 一括交付金を運用するガイドラインはあるのか。

A9→ 会計上のマニュアルを作成する予定である。

### (3) 住民自治協議会に関する法整備について (案)

Q10. 住民自治協議会の条例、要綱と今までの区長会に関する条例、要綱にはどのような違いがあるのか。

A10→現在の区長は、長野市区長設置規則に基づいて、民主的に選出された人に市が市長の委嘱をして、行政連絡事務をやってもらう根拠にしている。今までの長野市区長会、地区区長会は、市、地区を代表する組織だったが、すべてを完全に網羅するわけにはいかない。住民自治協議会は、市内の各種団体に一つの横軸をきちんと通すことによって、地区の意見、要望、問題点といったものを整理し、それに対してどのように活動するのかという方向性を定められる機関であると位置づけている点に大きな違いがある。

#### 条例について

Q11. 第2条の「認定する」という概念は、果たして対等、平等という関係を正確に表しているかどうか。むしろ、住民自治協議会が長野市に届け出て、市長が合意する団体というような、住民自治組織と行政の関わり合いをもっと的確に表し得るような表現に徹底すべきではないか。

A11→ 第2条届出に基づく認定という表現については、再度検討したい。

Q12. 区長と市の関係について、今後、条例等で定めるようなことは考えていないのか。

A12→ 考えていない。

Q13. 住民自治協議会と住民との関係は法整備をしたからといって住民が簡単に理解して参加するような環境にない。行政として本格実施までにできることはないのか。

A13→ 条例によって住民自治協議会を位置づけたからと言って、住民の理解が進み、活動に参加してもらうことを期待することは、逆に難しい。自治を成熟させていく中では、市長の権限をもって協力させるというような形は好ましくないことから、住民の任意の取組を基として進めていく。

#### 意見

- ・ 条例によってまち全体を網掛けしてしまうようなことではなく、各地域が個性豊かに住民自治協議会をつくっていきこうというのが発想。各地区で、住民自治協議会を様々な形でつくり上げていく中で最後の手綱として、弱腰になっている人たちもやれるのではないかという条件として、大まかで良いから条件をつくってほしいという意見なのではないかと推察している。そういう意味では、先ほど説明のあった条例で十分だと考えている。
- ・ 一つの案を進めることによってメリット、デメリットが出てくると思うが、それはその時に改めて検討していけば良いのではないか。
- ・ 住民自治協議会の組織上の問題で、区長が関与しているところもあれば、そうでないところ

もある。力関係があつて複雑な面もあるようだが、条例を活かして創意工夫した住民自治活動ができ得るように、行政は指導援助をしなければならないと思う。

・ 条例中で「住民の福祉を増進する」という言葉で一括りにしても具体的なイメージがわからない冷たい感じがする。できるだけ皆にわかるような言葉で表現できないか。

Q14. 住民自治協議会の立ち上げと並行して、自治基本条例を順次作っていく体制をお願いしたい。

A14→ 現在、平成 21 年度までの長野市都市内分権推進計画に従って進めている。来年度になると思うが、平成 22 年度以降についてこの審議会に諮り、その方向性を協議してもらうことになる。

Q15. 自分たちの取組に対しては内部監査をすると思うが、外部的な評価という意味では何らかの形で要綱を定めるのか。活動をどう評価するのか。

A15→ 評価については、まずは地域の皆さんにってもらうことが基本だと考えている。監査については、外部監査の対象になる。今後、地域の活動に対する評価を市としてどのように実施していくか、検討させてもらいたい。

Q16. 今後、各種団体を見直していく中で団体の役員などは、減少していくことになると思うが、活動に参加してもらう構成員は確保していかなければならないと思う。公募委員を積極的に採用していかなければならないと思う。

A16→ 今後、構成員を確保していくことが将来的に大事になってくる。市としても住民自治協議会とともに広報機関を利用して、活動を PR していきたいと考えている。

Q17. なぜ、基本協定書の締結期間を 5 年としたのか。

A17→ 都市内分権の取組をこれから長い間続けることを前提にお願いしているので、信頼の証としてできるだけこの基本協定は長く取りたいと考えている。民法や地方自治法等の規定や指定管理者制度等を見ても、取れる範囲で最長が 5 年ということで 5 年と定めた。

#### その他意見・要望

・ 現在は、支所職員に廃止予定の各種団体の事務を担ってもらっている部分が多い、廃止されて住民自治協議会の仕事に移行しても今と変わらない支援をしてもらいたい。

・ 一括交付金から人件費を支出することが可能であるが、30 地区で横の連携を取った時に賃金に差がありすぎることもあると思うので今後、地区代表者会議で市の考えを示してもらいたい。